

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（農林水産委員長提出、

### 衆法第二三号）要旨

本案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 防災工事等基本指針

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとすること。

#### 二 防災重点農業用ため池の指定

都道府県知事は、基本指針に基づき、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができるものとすること。

#### 三 防災工事等推進計画

1 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため

池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとすること。

2 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な方針、防災工事等の実施に関する事項、市町村との役割分担及び連携に関する事項等を定めるものとすること。

#### 四 推進計画に基づく防災工事等に対する支援

1 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に關し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとし、その援助に關し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができるものとすること。

2 国は、推進計画に基づく事業及び1の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとすること。

3 地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとすること。

#### 五 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととすること。

（内閣委員会）

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第五七号）要旨

本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成三十三年三月三十一日）を令和八年三月三十一日に延長すること。
- 二 一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成三十八年三月三十一日）を令和十三年三月三十一日に延長すること。
- 三 その他所要の規定を整理すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。



（財務金融委員会）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五八号）

要旨

本案は、金融機関が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、今後も引き続き積極的に資金繰り支援等を行い、経済の再生を図っていくために、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一　国の資本参加の申請期限を令和八年三月末まで延長すること。
- 二　新型コロナウイルス感染症等の影響により、自己資本の充実が必要となつた金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上の具体的な目標を求めるなどの特例を設けること。
- 三　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



（厚生労働委員会）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

（内閣提出第五九号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 政府は、雇用保険の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することとすること。また、雇用保険の被保険者でない労働者に対しても、予算の範囲内において、同支援金に準じて特別の給付金を支給することができることとする。

二 地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険の基本手当の受給資格者に対し、その給付日数を六十日、一部の者については三十日延長することとする。

三 雇用保険の求職者給付等に要する費用の一部について、令和二年度及び令和三年度に限り、一般会計から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れることとすること。また、新型コロナウイルス感

染症対応休業支援金、雇用調整助成金等を支給する事業に要する費用のうち、当該事業に基づき支給又は助成をする額と基本手当の日額の最高額との差等を考慮して政令で定めるところにより算定した額について、両年度に限り、一般会計から雇用勘定に繰り入れること。

四 この法律は、公布の日から施行すること。

（厚生労働委員会）

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長

提出）要旨

本案は、令和二年度の一般会計補正予算（第2号）における補助金等を財源として都道府県等から支給されるひとり親世帯臨時特別給付金及び医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対する慰労金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

